

2 誓約書【別記様式第2号】

誓約書は、登録申請者、その役員並びに法定代理人（法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員）が、登録を申請するに当たり、下記の登録拒否事由に示す事項に該当していないことを誓約する書面です。

なお、登録を受けた後においても、下記の事由に該当した場合は、その登録を取り消されることとなります。

- ① 「申請者」の欄には、申請書を提出する年月日と申請者の氏名（申請者が法人である場合は、商号又は名称及び代表者の氏名を、申請者が個人である場合は、事業上自己を表すために実際に用いている商号又は名称があればそれを付した上、氏名を記載）を記載してください。なお、申請者が、浄化槽工事業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、「申請者」の下に法定代理人の氏名を記載してください。

○浄化槽法第24条第1項に規定されている登録拒否事由

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者2 浄化槽工事業の登録を取り消された日から2年を経過しない者3 浄化槽工事業者の登録を取り消された法人において、その処分の日の前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から2年を経過していない者4 浄化槽工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者5 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（9において「暴力団員等」という。）6 浄化槽工事業者が未成年者で法定代理人を立てている場合、その法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員も含む）が上記1～5のいずれかに該当する場合7 浄化槽工事業者が法人である場合、その役員のうち上記1～5のいずれかに該当する者がある場合8 浄化槽法第29条第1項に規定する者（浄化槽設備士）を営業所ごとに置いていない者9 暴力団員等がその事業活動を支配する者 |
|---|